平成２１年（フ）第１４８号
福島県郡山市喜久田町字入ノ内15番地の20
債務者　白鳥　謙司
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
福島県郡山市水門町223番地の１
債務者　円谷ケエ子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
福島県須賀川市並木町107　並木ハイツＥ号、住民票上の住所福島県須賀川市並木町101番地
債務者　山崎　英夫
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
福島県郡山市富田町字下曲田１番地の１　ドリカムステージＢ号
債務者　菅野　　剛
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
福島県郡山市咲田１丁目20番１号
債務者　髙橋　幹雄
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
福島県須賀川市堀底町２番地２
債務者　松川　　仁
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
福島県田村市滝根町広瀬字八幡平50番地１
債務者　阿久津徳行
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
福島県郡山市希望ヶ丘５番10号　市営住宅２－８－106
債務者　菊地　真弓
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
福島県郡山市安積４丁目290番地　パーク西宿Ａ棟303号室、住民票上の住所福島県郡山市安積町長久保２丁目７番地の65
債務者　福本ヨシ子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
福島県郡山市字五百渕山１番地　県営住宅１－301
債務者　塩田伊勢子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
岐阜県不破郡垂井町府中1487番地
債務者　伊藤　健一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第９１４号
神戸市垂水区山手７丁目３番５号
債務者　正井　孝明
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６号
兵庫県南あわじ市市三條1139番地10　三条住宅403号
債務者　吉田　耕三
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７２号
佐賀県伊万里市脇田町318番地13
債務者　平山　好信
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１７５号
佐賀県鹿島市大字音成乙480番地24
債務者　山下　裕美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１８１号
佐賀県嬉野市塩田町大字大草野丙1372番地１
債務者　中野　栄太
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１８３号
佐賀県杵島郡白石町大字福富2645番地
債務者　川﨑　　徹
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１８４号
佐賀県西松浦郡有田町外尾山丙1747番地８
債務者　桑原　敏明
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部